

令和3年8月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
(うち除湿機1件、電動キックスケーター1件、
イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)
1件、電動アシスト自転車1件、扇風機1件、椅子1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
運動器具(バランスボール)1件、替刃(草刈機用)1件、
マルチタップ1件、空気清浄機1件、靴1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100315	令和3年5月16日	令和3年8月3日	ガストーチ	WS-504C	旭日合同会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	令和3年7月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100311	令和3年7月17日	令和3年8月2日	除湿機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和3年7月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100312	令和3年7月19日	令和3年8月3日	電動キックスケーター	火災	当該製品を他社製の充電器で充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202100313	令和3年7月29日	令和3年8月3日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100314	令和2年3月18日	令和3年8月3日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年7月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月27日
A202100316	令和3年6月27日	令和3年8月3日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月27日
A202100317	令和3年7月19日	令和3年8月3日	椅子	死亡1名	当該製品を使用中、転倒し、翌日、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202100318	令和3年6月21日	令和3年8月4日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年7月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202100319	令和3年3月14日	令和3年8月4日	運動器具(バランスボール)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が破裂し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和3年6月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月23日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100320	令和3年7月21日	令和3年8月4日	替刃(草刈機用)	重傷1名	学校で、他社製の草刈機に当該製品を取り付けて使用中、当該製品が破断・飛散し、足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福井県	
A202100321	令和3年7月2日	令和3年8月4日	マルチタップ	火災	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品の電源プラグを焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月26日
A202100322	令和3年7月24日	令和3年8月4日	空気清浄機	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年8月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100323	令和3年7月9日	令和3年8月4日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件なし